

農山漁村再生可能エネルギー法 Q & A (H28.05.11)

(注) この Q & A は、農山漁村再生可能エネルギー法の内容について関係者の皆様に分かりやすくお示しするために作成しているものです。

内容については、今後、法の施行状況を踏まえ変更される場合があります。
あらかじめ御了承ください。

1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1-1. この法律の必要性について教えてください。
 - 1-2. この法律がある場合とない場合とで、農山漁村の再生可能エネルギー発電設備の導入にどのような違いがあるのでしょうか。
 - 1-3. この法律に基づく再生可能エネルギー発電の導入により、農山漁村にどれくらいの経済的利益がもたらされるのでしょうか。
2. 用語の解説等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 2-1. 「漁港及びその周辺の水域」の範囲について教えてください。
 - 2-2. 法律のガイドラインにおける「地域に存するバイオマス」とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。
 - 2-3. 本法律に基づき促進すべきバイオマス発電について、「発電に供する原料として地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則 8 割以上確保するものをいう）」とされているのは何故でしょうか。
3. 市町村等の役割等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3-1. この法律において、市町村はどのような役割を担うのでしょうか。
 - 3-2. この法律の事務は市町村のどの部署が担うのでしょうか。
 - 3-3. この法律により、市町村の事務負担が増えるのではないのでしょうか。
 - 3-4. 設備整備計画の認定に際して、農業委員会はどのような役割を果たせばよいのでしょうか。
 - 3-5. 農業委員会を設置していない場合はどのような手続き等が必要となるのでしょうか。
 - 3-6. この法律において、都道府県にはどのような役割が期待されているのでしょうか。
4. 基本計画関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 4-1. 基本計画における「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」には、具体的な数値目標等を記載することが求められるのでしょうか。

５－３ 売電収入から農林漁業の健全な発展に資する取組に充てる資金の額（あるいはパーセンテージ）はどれくらいが適当でしょうか。

（答）

- 1 売電収入は毎年変動することや発電設備を設置する地域の自然条件によって収益性に差が出ること等から、一律にその金額をお示しすることは難しい面がありますが、現場の先行事例では売電収入（売上げ）の３～５％程度を地域に還元する取組があることから、基本計画の作成時においては、これを一つの目安としながら、発電事業の収益性を見極めながら検討して下さい。
- 2 なお、売電収入の一部を農林漁業の健全な発展に資する取組に充てる一方で、本来、支払うべき土地の賃借料等の水準を下げるような取組は、本法の趣旨に合致しませんので、御留意下さい。

５－４ 発電事業者に対し、農林漁業の健全な発展に資する取組としてどのような内容を求めるのでしょうか。過度な負担となれば、結局、この法律の仕組みが使われないことになってしまうのではないのでしょうか。

（答）

- 1 再生可能エネルギー発電事業者に対し、農林漁業の健全な発展に資する取組として、発電事業継続が困難となるほどの負担が生じる取組を求めることは、発電事業を抑制することとなってしまう、適当ではありません。
- 2 このため、取組の内容については、地域の農林漁業の実情を踏まえ、真にその発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業者・団体、発電事業者等が十分協議を行い、その結果を踏まえて市町村に基本計画に定めていただくこととしています。
- 3 農林水産省では、全国の先進事例等について、農林水産省ＨＰ等において具体的にご紹介しています。市町村におかれましては、それらを参考にいただきながら、地域の実情に即した農林漁業の健全な発展に資する取組を基本計画に定めていただくことが重要です。

<参考URL>

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html#zirei